

別表第14 非常警報器具及び設備の点検の基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

(1) 非常電源(内蔵型のものに限る。)

ア 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

イ 表示

適正であること。

ウ 端子電圧

規定値以上であること。

エ 切替装置

常用電源を停電状態にしたときに自動的に予備電源又は非常電源に切り替わり、常用電源が復旧したときに自動的に常用電源に切り替わること。

オ 充電装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、異常な発熱等がないこと。

カ 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

(2) 非常ベル及び自動式サイレン

ア 起動装置

(ア) 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

(イ) 外形

変形、脱落、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷等がないこと。

(ウ) 表示

適正であること。

(エ) 機能

押しボタン等を操作した際、確実に作動し、音響装置が鳴動すること。

イ 操作部及び複合装置

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(イ) 表示

適正であること。

(ウ) 電圧計

変形、損傷等がなく、指示値が適正であること。

(エ) スイッチ類

端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であること。

(オ) ヒューズ類

損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

(カ) 継電器

脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がなく、機能が正常であること。

(キ) 表示灯

正常に点灯すること。

(ク) 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

(ケ) 接地

著しい腐食、断線等がないこと。

(コ) 予備品等

予備品及び回路図等が備えてあること。

ウ ベル及びサイレン

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

- (イ) 取付状態
脱落等がなく、音響効果を妨げるものがないこと。
- (ウ) 音圧等
音圧及び音色が他の機械等の音と区別して聞きとれること。
- (エ) 鳴動
鳴動方式どおり鳴動すること。
- エ 表示灯
変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。
- (3) 放送設備
 - ア 起動装置
 - (ア) 周囲の状況
周囲に使用上及び点検上の障害となるものがなく、起動装置である旨の表示が適正であること。
 - (イ) 外形
変形、脱落、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷等がないこと。
 - (ウ) 押しボタン等
機能が正常であること。
 - (エ) 自動火災報知設備の発信機及び非常電話
起動が確実にされ、かつ、非常電話にあっては、親機の呼出し音及び相互通話が明瞭であること。
 - (オ) 自動火災報知設備との連動(連動する放送設備に限る。)
自動火災報知設備から起動のための信号が送信された際、自動的に作動し、かつ、相互の機能障害がないこと。
 - イ 増幅器、操作部及び遠隔操作器
 - (ア) 周囲の状況
周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
 - (イ) 外形
変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないこと。
 - (ウ) 表示
適正であること。
 - (エ) 電圧計
変形、損傷等がなく、指示値が適正であること。
 - (オ) スイッチ類
端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であること。
 - (カ) 保護板
変形、損傷、脱落等がないこと。
 - (キ) ヒューズ類
損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。
 - (ク) 継電器
脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がなく、機能が正常であること。
 - (ケ) 計器類
電圧計及び出力計が正常に作動すること。
 - (コ) 表示灯
正常に点灯すること。
 - (サ) 結線接続
断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
 - (シ) 接地
著しい腐食、断線等がないこと。
 - (ス) 回路選択
選択した操作回路及び関連する階別作動表示灯並びに火災灯が正常に点灯すること。
 - (セ) 2以上の操作部又は遠隔操作器(2以上の操作部又は遠隔操作器を設けている放送設備

に限る。)

同時作動及び同時通話ができること。

(ソ) 遠隔操作器の連動(遠隔操作器を設けている放送設備に限る。)

双方の継電器、モニター、出力計等が正常に作動すること。

(タ) 非常用放送切替

一般放送から非常用放送に確実に切り替わり、かつ、手動により復旧しない限り、非常用放送の状態が正常に継続作動すること。

(チ) 地震動予報等に係る放送切替

地震動予報等に係る放送を行っている間に、起動装置若しくは操作部を操作した場合又は自動火災報知設備等から起動のための信号を受信した場合には、地震動予報等に係る放送が終了した後、直ちに、かつ、自動的に非常警報の放送に切り替わり、正常に作動すること。

(ツ) 回路短絡

回路が短絡した場合に、短絡保護回路が遮断し、かつ、その旨の表示をするとともに、他の回路に機能障害がないこと。

(テ) 音声警報音(音声警報音を発する放送設備に限る。)

感知器発報放送、火災放送及び非火災報放送が正常であること。

(ト) 火災音信号(火災音信号を発する放送設備に限る。)

音響が正常であること。

(ナ) マイクロホン(音声警報音を発する放送設備に限る。)

マイクロホンを作動したときに自動的に音声警報音が停止すること。

(二) 予備品等

予備品及び回路図等が備えてあること。

ウ スピーカー

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(イ) 取付状態

脱落等がなく、音響効果を妨げるものがないこと。

(ウ) 音圧等

音圧及び音色が他の機械等の音と区別して聞きとれること。

(エ) 鳴動

鳴動方式どおり鳴動すること。

(オ) 音量調整器

非常用放送に支障がないこと。

エ 表示灯

変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。

(4) 警鐘及びゴング等

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

イ 外形

変形、損傷等がないこと。

ウ 機能

正常であること。

2 総合点検

次の事項について確認すること。

(1) 音響装置及びスピーカーの音圧

規定値以上であること。

(2) 総合作動

非常電源に切り替えた状態で、任意の起動装置若しくは操作部又は遠隔操作器を操作した場合又は自動火災報知設備から起動のための信号を受信した場合に、火災表示並びに音響装置及びスピーカーの鳴動が正常であること。